

欧州特許庁（EPO）、2023年3月1日に発効予定の改訂審査ガイドラインについて  
ドラフトを公開、意見募集を開始

2023年2月1日

JETRO ティュセルトル事務所

欧州特許庁（EPO）は、2023年2月1日、2023年3月1日に発効予定の最新の改訂審査ガイドライン（EPC Guidelines、PCT-EPO Guidelines）のドラフトをウェブサイトにて公開し、意見募集（User consultation）を開始した旨、ニュースリリース等にて公表した。

## 1. EPC Guidelines のドラフト

今回の改訂では、審査ガイドラインの8つのパート（A～H）すべてに修正が加えられ、当該修正には、郵便及び電気通信手段による通知の規則改正及び欧州単一特許制度の開始を見据えた修正、並びに、EPOの実務の更なる明確化のための修正等が含まれ、具体的な修正内容は、当該ドラフトの変更履歴及び変更点のリスト（[List of modifications](#)）における「MAJOR AMENDMENTS（主な修正点）」、「MINOR AMENDMENTS（軽微な修正点）」等にて示されており、当該変更点には、例えば以下のものが含まれている。

### (1) MAJOR AMENDMENTS（主な修正点）

#### ◆Part A – Guidelines for Formalities Examination（方式審査に関するガイドライン）

- ・ 規則56の改正、新規則56a及びPCT規則20.5の2<sup>1</sup>を考慮した修正（[OJ EPO 2022 A3](#)、[OJ EPO 2022, A71](#)）（A-II, 4.1.5; 5.1; 5.2; 5.4; 5.4.1; 5.4.2; 6; 6.1; 6.2; 6.3; 6.4; 6.4.1; 6.4.2; 6.4.3; 6.5; 6.6; 6.7; 6.8; 6.9; III, 3.2.2.; 6.5.1; 6.7; 6.8.4; 9; IV, 1.1; V,3; VI,1.3; XI, 2.1）
- ・ 書類の形式要件に関する実務の更新（[OJ EPO 2022, A113](#)）（A-II, 5.5; III, 3.2; 3.2.1; 3.3; 16.1; VIII, 2.1; 2.3; IX; IX, 1.1; 1.2; 3; 4.2; 7.1; 7.5.1; 7.5.4; 8; 11.2.1）
- ・ モンテネグロのEPC加盟に伴う更新（A-III, 12.1）
- ・ 追加料金に関する実務の明確化（A-III, 13.2）
- ・ WIPO ST.26の発効に伴う実務の明確化（[OJ EPO 2021 A96](#)、[OJ EPO 2021 A97](#)）（A-IV, 5; 5.2; 5.3; 5.4）

#### ◆Part B – Guidelines for Search（調査に関するガイドライン）

- ・ 規則56の改正、新規則56a及びPCT規則20.5の2を考慮した修正（[OJ EPO 2022 A3](#)、

---

<sup>1</sup> PCT規則20.5の2の改正によって、誤った明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部を記載して出願してしまった場合に、当該誤って提出された部分に代わるべき適当な部分を補充する又は先の出願からの引用により補充することができるようになり、これと整合させるためEPC規則が改正された。



- ・ 規則 137(5)に基づく実務の記載を修正 (H-II, 6 を H-IV, 4 に移動) (H-IV, 4; IV, 4.1; 4.1.1; 4.1.2; 4.2;)
- ・ 郵便及び電気通信手段による通知 (規則 126(2)、127(2)) の実務変更の留意、及び書類の形式要件に関する実務の更新 ([OJ EPO 2022, A113](#)) (H-III, 2.1.2; IV, 5.3)
- ・ 規則 56 の改正、新規則 56a 及び PCT 規則 20.5 の 2 を考慮した修正 ([OJ EPO 2022 A3](#)、[OJ EPO 2022, A71](#)) (H-IV, 2.2.2; IV, 2.2.3; IV, 2.2.6; V, 5; VI, 2.2.2)

## (2) MINOR AMENDMENTS (軽微な修正点)

- ◆Part A – Guidelines for Formalities Examination (方式審査に関するガイドライン)
  - ・ 電子形式での出願に関する実務を明確化 (A-II, 1.2.2; 4.1.2)
  - ・ ページ手数料の計算に関する実務 (A-II, 5.6)
  - ・ 発明者の指定に関する実務の明確化 (A-III, 5.1; 5.2)
  - ・ 規則 30 (1) に基づく配列の不備の是正期間に関する実務の明確化 (A- III, 16.2)
  - ・ 手続の言語に関する実務を明確化 (A-VII, 2)
  - ・ 預金口座に関する実務の明確化 (A-X, 4.2.2; 4.2.3; 4.2.4; 4.3)
  - ・ 更新料に関する事例を追加 (A-X, 5.2.4)
  - ・ 手数料の支払いに関する実務を明確化 (A-X, 6.2; 6.2.1; 6.2.2; 6.2.3)
  - ・ 預金口座への払戻しに関する実務を明確化 (A-X, 10.3.1)
  - ・ 出願公開前のファイル閲覧に関する実務を明確化 (A-XI, 2.5)
  - ・ EPO が発行する優先権書類に関する実務を明確化 (A-XI, 5.2)
- ◆Part B – Guidelines for Search (調査に関するガイドライン)
  - ・ 先行技術文献の関連箇所の特定に関する実務を明確化 (B-X, 9.4)
- ◆Part C – Guidelines for Procedural Aspects of Substantive Examination (実体審査の手続面に関するガイドライン)
  - ・ 規則 164(2)に基づく実務の記載を移動 (C-III, 2.3 を C-III, 3.1 へ移動) (C-III, 3.1)
  - ・ Euro-PCT 出願の追加調査に関する実務を明確化 (C-IV, 7.3)
  - ・ 欧州単一特許制度を考慮した経過措置に関する実務を明確化 (C-V, 2)
  - ・ 標準的な形式による決定に関する実務を明確化 (C-V, 15.2)
- ◆Part E – Guidelines on General Procedural Matters (一般手続事項に関するガイドライン)
  - ・ ビデオ会議による口頭手続に関する実務を明確化等 (E-III, 1.1; 1.2; 1.3; 1.4; 2; 2.2; 6; 7.1.1; 8.2; 8.2.1; 8.2.2; 8.2.3; 8.2.4; 8.3.1; 8.5.2)
  - ・ 時間不足による口頭手続の延期に関する実務を明確化 (E-III, 8.11.2)
  - ・ 議事録の訂正に関する実務を明確化 (E-III, 10.4)
  - ・ Late-filed submission に関する実務の明確化 (E-VI, 2.2.2; 2.2.3; 2.2.4)
  - ・ 第三者による情報提供に関する実務の更新 (E-VI, 3)
  - ・ 決定に関する言語の実務を明確化 (E-X, 2.3)
  - ・ 合意された文書がない場合の実務の明確化 (E-X, 2.11)

- ・ 部における公平性に関する実務を明確化 (E-XI)
- ・ 審判請求に関する実務を明確化 (E-XII, 6)
- ・ 差戻しに関する実務を明確化 (E-XII, 9)
- ◆Part F – The European Patent Application (欧州特許出願)
  - ・ 明細書の適用に関する事例の追加、実務の明確化 (一部記載を G-II, 4.2; 5.3; 5.4 へ移動) (F-IV, 4.3)
  - ・ 発明の単一性に関する実務を明確化 (F-V, 3; 3.1; 3.1.1; 3.1.2; 3.2.4)
- ◆Part G – Patentability (特許性)
  - ・ 発明の技術的特徴に関する説明を明確にするための修正 (G- I, 1)
  - ・ 明細書の適用に関する実務を明確化 (G-II, 4.2; 5.3; 5.4)
  - ・ 抗体の構造による定義を明確化 (G-II, 5.6.1.1)
  - ・ 出願日の解釈を明確化 (G-IV, 3; 5.1; VII, 2)
  - ・ 特定の純度を有する化合物の新規性評価に関する実務を明確化 (G-VI, 7)
  - ・ 選択発明に関する実務を明確化 (G-VI, 8)
  - ・ 人工知能分野での COMVIK アプローチの適用事例を更新 (G-VII, 5.4.2.5)
- ◆Part H – Amendments and Corrections (補正及び訂正)
  - ・ 規則 137(3)に基づく実務を明確化 (H-II, 2.4)
  - ・ 規則 164(2)に基づく追加調査に関する実務を明確化 (H-II, 6.2)
  - ・ 函面に基づく補正に関する実務を明確化 (H-V, 6)
  - ・ 書類の誤りを訂正する際の実務を明確化 (H-VI, 4)

### (3) 規則 126(2)、127(2)の改正について

Part E に追記された規則 126(2)、127(2)の改正による実務変更について、2023 年 11 月 1 日に発効する改正規則 126(2)及び 127(2)の仮訳は、以下のとおり。郵便と電子的通信手段による通知について、郵便事業者への引渡し又は電子文書の送信後 10 日目に到達したとみなす実務が変更される。

#### 改正規則 126(2) (仮訳)

第 1 項の規定による通知が行われた場合には、書類が名宛人に到達しなかった場合を除き、その日付が付された日に名宛人に送達されたものとみなされる。文書の引渡しに関して紛争が生じた場合、欧州特許庁は、文書が目的地に到達したことを立証し、文書が名宛人に引渡された日を立証する義務を負うものとする。欧州特許庁が、その文書が宛先に到達した日から 7 日を超えて配達されたことを立証した場合、その文書のみなし受領が規則 131 条 2 項の関連事象である期間は、その 7 日を超えた日数だけ遅く満了するものとする。

#### 改正規則 127(2) (仮訳)

通知が電子的通信手段によって行われる場合、電子的文書は、それが宛先に到達しなかつ

た場合を除き、それが付された日に宛先に到達したものとみなされるものとする。電子文書の引渡しに関して紛争が生じた場合、欧州特許庁は、文書が宛先に到達したこと及び宛先に到達した日を立証する義務を負うものとする。欧州特許庁が、電子文書がその宛先に到達した日付から7日以上経過していることを立証した場合、その文書のみなし受領が規則131条2項の関連事象である期間は、7日を超過した日数だけ遅く満了するものとする。

#### (4) 「明細書の適用に関する実務の明確化」について

補正後のクレームと明細書の実施の形態とが不一致である事例として、例えば、以下のような事例が追加されている。

- ・ 独立請求項では、ある特徴が「純粋な物質 X」でできていると定義されているが、明細書では物質「XとY」の混合物でできていると定義している。
- ・ 独立請求項では、ニコチンを含まない液体材料からなる物品の特徴を定義しているが、明細書では液体材料がニコチンを含む可能性があるとして述べられている。
- ・ 請求項が組み合わせられた特徴 A、B 及び C からなる場合、A、B 及び C の各々がどのように実現されるかを個別に扱う（明細書の）箇所は、逆の示唆がない限りは、請求項に定義された（特徴 A、B 及び C の）組み合わせについての改良を説明するものと理解される。例えば、特徴 A1～A3 を紹介し、それらの長所を説明することにより、特徴 A の実現方法のみを記述しているものの、請求項の他の特徴（B または C）と組み合わせることを意図していると解釈できる（明細書の）箇所は、A1～A3 の一つが例えば B2 と両立しないような場合を除いて、請求項の B から B2 への限定補正に対する（明細書の）補正は必要ないであろう。他方で、（請求項が組み合わせられた特徴 A、B 及び C からなる場合）請求項の特徴の部分的な組み合わせ（例えば、A のみ又は A+B）を発明であると明示的に言及している箇所は、請求項と不一致となる。
- ・

さらに、クレームと明細書の実施の形態との不一致を避けるための補正として、以下のような補正が例示されている。

- ・ 明細書の記載が結果として読者に矛盾した情報を示さない限り、矛盾した実施形態があったとしても、明細書全体を通して「本発明による」と言及されないようにし、また、発明の理解に有用であるために保持されている旨の明示的な記述（例えば、「本発明の理解に役立つ実施形態」、「背景技術からの比較例」）でその参照を補うことによっても改善することが可能である。

## 2. PCT-EPO Guidelines のドラフト

今回の改訂では、ガイドラインの7つのパート（A～C、E～H）に修正が加えられ、当該修正には、代理人に関する共通規程についてのチャプターの新設、WIPO ST.26 の発効に伴う更新、発明の単一性の審査実務を明確化するための修正等が含まれ、具体的な修正内容は、当該ドラフトの変更履歴及び変更点のリスト ([List of modifications](#)) における「MAJOR

AMENDMENTS (主な修正点)」、「MINOR AMENDMENTS (軽微な修正点)」等にて示されており、当該変更点には、例えば以下のものが含まれている。

#### (1) MAJOR AMENDMENTS (主な修正点)

- ◆Part A – Guidelines for Formalities Examination (方式審査に関するガイドライン)
  - ・ PCT 規則 20.5 の 2 を考慮した修正 ([OJ EPO 2022 A3](#)) (A-II, 6; 6.1; 6.2)
  - ・ WIPO ST.26 の発効に伴う更新 ([OJ EPO 2022 A60](#)) (A-III, 4.2)
  - ・ 代理に関する共通規定についてのチャプターVIII を新設 (A-VIII)
- ◆Part B – Guidelines for Search (調査に関するガイドライン)
  - ・ WIPO ST.26 の発効に伴う更新 ([OJ EPO 2021 A96](#)、[OJ EPO 2021 A97](#)、[OJ EPO 2022 A60](#)) (B-III, 2.11; VIII, 3.2; XI, 7)
  - ・ PCT 規則 20.5 の 2 を考慮した修正 ([OJ EPO 2022 A3](#)) (B-XI, 2.1)
- ◆Part C – Guidelines for Procedural Aspects in Chapter II (チャプターIIにおける手続面に関するガイドライン)
  - ・ WIPO ST.26 の発効に伴う更新 ([OJ EPO 2021 A96](#)、[OJ EPO 2021 A97](#)、[OJ EPO 2022 A60](#)) (C-VIII, 2.1)
- ◆Part E – Guidelines on General Procedural Matters (一般手続事項に関するガイドライン)
  - ・ PPH に関する実務を更新 (E-III, 1)
- ◆Part H – Amendments and Corrections (補正及び訂正)
  - ・ PCT 規則 20.5 の 2 を考慮した修正 ([OJ EPO 2022 A3](#)) (H-II, 2.2.2)

#### (2) MINOR AMENDMENTS (軽微な修正点)

- ◆Part B – Guidelines for Search (調査に関するガイドライン)
  - ・ 発明の単一性がない場合の追加調査手数料の要求に関する実務を明確化 (B-VII, 3)
- ◆Part C – Guidelines for Procedural Aspects in Chapter II (チャプターIIにおける手続面に関するガイドライン)
  - ・ 発明の単一性に関する実務を明確化 (C-V, 1)
- ◆Part F – The International Application (国際出願)
  - ・ 発明の単一性に関する実務を明確化 (F-V, 1)
- ◆Part G – Substantive requirements of the application (出願の実体審査)
  - ・ 審査実務を EPC ガイドラインと連携 (G-II, 2)

### 3. 意見募集

- ・ ガイドラインに対する意見は、[オンラインフィードバックフォーム](#)を通じて EPO の公式言語 (英語、ドイツ語、フランス語) で提出することができ、提出期限は 2023 年 4 月 4 日。
- ・ (意見募集で寄せられ) 匿名化されたコメントは、2023 年 5 月に予定されている

SACEPO ガイドライン作業部会の第 25 回会議で議論される。

- ー EPO のニュースリリース等は、以下参照 ー  
(ニュースリリース)

[Tell us your views on the latest EPC and PCT-EPO Guidelines](#)

(EPC Guidelines のドラフト)

[Unedited English version of the amended Guidelines for Examination, which will enter into force on 1 March 2023](#)

(EPC Guidelines の変更点リスト)

[List of modifications](#)

(PCT-EPO Guidelines のドラフト)

[Unedited English version of the Guidelines for Search and Examination at the EPO as PCT Authority, which will enter into force on 1 March 2023](#)

(PCT-EPO Guidelines の変更点リスト)

[List of modifications](#)

(意見募集のページ)

[Public online user consultation on the Guidelines](#)

- ー EPO のガイドライン改訂に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー
- [欧州特許庁 \(EPO\)、2022 年 3 月 1 日に発効予定の改訂審査ガイドラインについてドラフトを公開、意見募集を開始 \(2022 年 2 月 3 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁 \(EPO\)、2021 年 3 月版の改訂審査ガイドラインのドラフトを公開 \(2021 年 2 月 11 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁、ガイドライン改訂に関するユーザーの関与を強化\(2020年3月5日\) \(PDF\)](#)

(以上)